

[事案 2020-160] 保険料払込免除請求

・令和3年4月8日 裁定終了

<事案の概要>

悪性新生物に該当しないことを理由に、保険料払込免除特約が不適用になったこと不服として、保険料払込免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

早期胃がんに罹患したため、平成24年3月に契約した積立利率変動型終身保険に付加した保険料払込免除特約の適用を求めたところ、胃がんは粘膜上皮にとどまる「上皮内がん」であり、保険料の払込免除の対象となる悪性新生物には該当しないとして、保険料払込免除特約が不適用となった。しかし、以下の理由により、保険料の払込免除を適用してほしい。

- (1) 主治医作成の診断書には、上皮内がんが丸が付けられていない。また、胃がんには上皮内がんという概念は臨床上存在しないとの主治医の見解を確認している。
- (2) 本特約の改定後の約款では、「胃がんでがんの浸潤が粘膜上皮にとどまるもの」が保険料の払込免除の対象となる悪性新生物に含まれない旨の注意書が加えられているが、本契約締結当時の約款には、同注意書はないので、改定後の約款を適用して、本件胃がんが、保険料の払込免除の対象にならないと判断することはできない。
- (3) 保険会社は、本件胃がんが保険料の払込免除の対象となる「悪性新生物」には該当しない理由として、「国際対がん連合 (UICC)」「TNM 分類」「がん取扱い規約」「T1a」といった文言を用いた説明をするが、これらの文言は約款に記載されていない。

<保険会社の主張>

本件胃がんは、本特約の約款に定める「上皮内がん」に該当し、保険料の払込免除の対象となる悪性新生物には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件胃がんは保険料の払込免除の対象となる悪性新生物には該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。